

## 文部科学省国立研究開発法人審議会の議事運営について

令和 2 年 6 月 1 9 日  
文部科学省国立研究開発法人審議会

文部科学省国立研究開発法人審議会令第 9 条及び文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則第 8 条に基づき、文部科学省国立研究開発法人審議会の議事運営について、以下の通り定める。

1. 会長が必要と認めるときは、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に对话をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
2. Web 会議システムを利用した委員等の出席は、文部科学省国立研究開発法人審議会令第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による出席者に含めるものとする。
3. Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
4. Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で、情報セキュリティに十分配慮した上で行わなければならない。  
なお、文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則第 7 条第 1 項により会議が非公開で行われる場合は、委員等及び事務局は、委員等以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

( 参 考 )

## 国立研究開発法人審議会令 (抄)

(平成 27 年 4 月 10 日政令第 193 号)

(議事)

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分之一を超えないこと。
  - 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則 (抄)

(平成 27 年 5 月 15 日 国立研究開発法人審議会決定、平成 31 年 2 月 7 日一部改正)

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、会長の決定その他の人事に係る案件、国立研究開発法人の業務の実績に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして審議会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。